

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	地域的な景観保護の論理とその正当性認識に関する研究
Title(English)	
著者(和文)	白川慧一
Author(English)	Keiichi Shirakawa
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9566号, 授与年月日:2014年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:坂野 達郎,大和 毅彦,中井 検裕,斎藤 潮,桑子 敏雄
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9566号, Conferred date:2014/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	審査の要旨
Type(English)	Exam Summary

(博士課程)

論文審査の要旨及び審査員

	甲第		号		学位申請者氏名	
					白川 慧一	
論文審査 審査員		氏名	職名		氏名	職名
	主査	坂野 達郎	准教授	審査員	桑子 敏雄	教授
	審査員	中井 検裕	教授			
		斎藤 潮	教授			
大和 毅彦		教授				

論文審査の要旨 (2000 字程度)

本論文は、「地域的な景観保護の論理とその正当性認識に関する研究」と題し6章より構成されている。

第1章「序論」では、背景と目的を述べている。国立大学通り景観訴訟の地裁判決（市村・宮岡判決）が契機となり、慣習的な地域ルールにより形成されてきた景観から派生する利益を、公と私の間領域に属する独自の利益（互換的利益）と位置づける学説に注目が集まっている。しかし、従来の法学の議論では、なぜ互換的利益が派生するのか、また、なぜ互換的利益は私益に優先するという判断が正当性をもちうるのか十分説明がなされてこなかった。他方で、ローカルな範囲で生じる資源管理問題を当事者同士の自発的相互拘束によって解決する

可能性に関する理論（Limited Common Property Regime 論、以下LCP レジーム論）がOstrom (1990) 及びRose (1998) 等の研究を端緒として発展してきている。これらの議論を踏まえ、本論文では、LCP レジーム論に依拠して、景観保護の論理と正当性を明らかにすることを目的とすると述べている。

第2章「景観訴訟にみる景観保護をめぐる法的正当化の論理」では、市村・宮岡判決及び、同判決前後の景観訴訟50例に見られる景観利益の考え方を整理し、互換的利益は、排他的な利益として認めることが困難であり、かつ、公益としても認められてこなかったという点で、「私益と公益の間領域」に属する利益とするのが妥当であると論じている。さらに、市村・宮岡判決を除いて互換的利益が独自の利益として扱われて来なかった実態を踏まえ、従来の法学的規範論を補強する枠組みとしてコモンプール資源(CPR)問題に関する政治経済学理論を用いることの有用性について論及している。

第3章「LCP レジームにみる互換的利益保護の正当化の論拠」では、CPR問題に関するOstromとRoseの理論に依拠して、景観から派生する互換的利益がLCPレジームで保護されるべき論拠を明らかにしている。まず、CPR問題解決の3つのアプローチを、権利設定と行為規制の対応関係という視点から整理し、各アプローチが前提にしている利益が、政府が責任を持つ公益、私に排他的財産権として設定される私益、及びLCPレジームにより保護される互換的利益に分類できることを示している。その上で、LCPレジームによる当事者同士による自発的な相互行為拘束が有効性を発揮する条件を整理し、これをOstrom=Rose条件と命名している。ついで、景観が、理論上はOstrom=Rose条件を満たす一種の資源システムとみなしうることから、景観は政府が責任を持つ公益、あるいは私に帰属する私益として設定するのではなく、LCPレジームが責任を負うべき中間領域に属する利

益とすることが正当化されると論じている。

第4章「住宅地景観の保護に対する正当性認識」では、受益者と負担者の範囲が一致すると考えられる住宅地景観を場面想定した質問紙調査を行い、互換的利益の保護を認めた宮岡判決の判断が、社会通念として共有されているかどうかを検証している。分析は、LCPによる規制の正当性認識を被説明変数とし、景観秩序のゲシュタルト性、景観に対する選好、他者のフリーライド性に対する認識を説明変数としてロジスティック回帰分析をおこなっている。その結果、景観選好と景観秩序のゲシュタルト性認識が正当性認識を有意に高めることを明らかにしている。景観の価値は、個々の景観要素に還元できないゲシュタルト性に対する審美的価値に基づいている。上記の結果は、ゲシュタルト性の存在に対する認識と、ゲシュタルト性が持つ審美的価値に対する個人の主観的評価は必ずしも一体のものではなく、審美的価値を認めない者であってもゲシュタルト性をもった秩序の存在を認識することがLCPによる規制の正当性支持の根拠となっていることを明らかにしている。

第5章「形成範囲とアクセス可能範囲が一致しない景観の保護に対する正当性認識」では、インターネット調査を行い、住宅地景観以外の景観に対するLCPによる規制の正当性認識とその要因を明らかにしている。その結果、受益者と負担者が一致しない場合においても、過半数の市民がLCPによる規制の正当性を支持していること、さらに、他者のフリーライドを低く見積もる者ほど、また、景観の便益が広範囲に及ぶと認識している者ほど、その正当性認識が高まることを明らかにしている。このことから、景観が互換的利益の範囲を超えて集合的利益を生じる場合にも、LCPによる規制の正当性と実効性を持ちうること、また、その背景には、集合的利益の優先性はその影響範囲の拡大にともない高くなるとの価値判断が働いていると論じている。

第6章「結論」では、以上の各章で得られた結論を述べている。

以上要するに、本論文は、景観保護の論理とその正当性認識を理論的、実証的に解明したもので、社会工学上貢献するところが大きい。

よって、博士（工学）に値するものと認める。